

街路樹、植樹帯の移植・撤去における注意事項

申請者 各位

公園課公園工事担当

☎ 5246-1322

※公園課では植栽の協議のみ行います。
自費工事の申請については道路管理課にお問い合わせください。

1. 事前の打合せ

①街路樹等移植復旧工事協議書(別紙1)で打合せをします。

工事内容がわかる資料(案内図・詳細図・現場写真等)と共に、5階④番窓口までご持参ください。

②協議が整いましたら、協議書は正副の2部作成して下さい。公園課受付印を押印し、1部返却します。(協議の内容によっては後日になることもあります。)

2. 工事前の書類提出等

①着手届(別紙2)を公園課へ提出して下さい。(1部)

②移植工事中問題があった場合は、直ちに道路管理課及び公園課に連絡して下さい。

3. 工事後の書類提出等

①完了届(別紙3)及び工事写真(工事前、工事中、工事後が必要)を公園課へ提出して下さい。(1部)

②工事後、区で現場を確認します。万が一不備があった場合は、公園課から手直し等の連絡をとりますので、必ず対応して下さい。

4. 注意事項

①樹木の移植等は造園業者により施工して下さい。

②控木の構造・詳細は、東京都建設局標準構造図集によります。

③植栽用土の復旧はガラ(碎石)と混ぜないでください。又、土を補充する場合は、黒土(畑土)を使用して下さい。植栽用土の深さは50cmとします。

④生育不良の高木や夏期に幹廻り60cm以上の高木を移植する等、既存木の移植が枯死につながる可能性が高い場合は、「幹廻り20cm程度(もしくは規定規格以上)」の、苗木の新植による代替を認めることもありますのでご相談ください。

⑤永久撤去により植樹帯を一部撤去し、残る植樹帯の有効延長が「内のり1.2m※」未満となる場合は、1.2m未満の植樹帯も合わせて撤去し、歩道へ復旧して下さい。(歩道の構造については、道路管理課にて確認下さい。) ※植樹帯の内側(土の部分)が1.2m

⑥永久撤去の場合は公園課で移植先を決定し、指示します。移植先によっては、伐採・抜根して頂く場合もありますので予めご了承ください。一時撤去の場合は、一時保管しておく苗圃の所在地をお知らせください。